

平成 19 年 2 月 6 日

社団法人 全国消費生活相談員協会

御中

大阪市阿倍野区松崎町 2-9-36

関西外語専門学校

校長 早原 瑛



—入学辞退・中途退学の際の学納金の清算条項についての申入れに関する回答—

先般、貴協会より申入れのごございました標記の件について回答させていただきます。

申入れによりますと、当校の「募集要項には消費者契約法に触れる点があると思われる。」とのことでしたが、当校では3月31日までに申請があれば「学籍保証金」70,000円を返還する「併願者学費返還制度」を設けており、平成18年11月27日の最高裁判決を前提にする限り消費者契約法に違反することはないものと考えております。ちなみに、貴協会のご見解は同最高裁判決が出る前に判断の分かれた下級審判例に依って立つものではないかと推測いたします。

ただ、同最高裁判決が示した結論と当校の募集要項が予定する制度とでくいちがう部分がないか、募集要項の表記に分かりにくい点はないかなどは顧問弁護士の助言も得つつ検討しているところです。

今後、文部科学省から通知のあった「大学、短期大学、高等専門学校等の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」等も参考に、入学辞退・中途退学の際の学費の取扱いについて平成20年度の募集要項の改定を検討いたします。

以上